埼医業Ⅰ第１６９７号
令和２年１０月２３日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を
受診した場合の流れについて

標記のことについて、１０月２０日付け健Ⅱ309Ⅱ号にて日本医師会感染症危機管理対策室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

加入潮医師会
収受
2.10.23
第933号

（健Ⅱ309F）
令和２年１０月２０日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を
受診した場合の流れについて

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備については、地域の実情に応じて、発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介さず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を本年 10 月中を目途に整備することとされている旨、令和２年９月７日付（健Ⅱ264F）「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」をもってご連絡申し上げました。

今般、厚生労働省より、発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れがとりまとめられ、各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので取り急ぎご連絡いたします。

また、別紙２「医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について」につきましても、併せて周知方依頼がありましたので申し添えいたします。

貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

（別紙１）発熱患者等が医療機関を受診した場合の主なフロー
（別紙２）医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について（令和２年３月９日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

事　務　連　絡
令和２年 10 月 16 日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を
受診した場合の流れについて

次のインフルエンザ流行に備え、発熱患者等がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、本年 10 月中を目途に整備することをお願いしているところです。（「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日付け事務連絡））

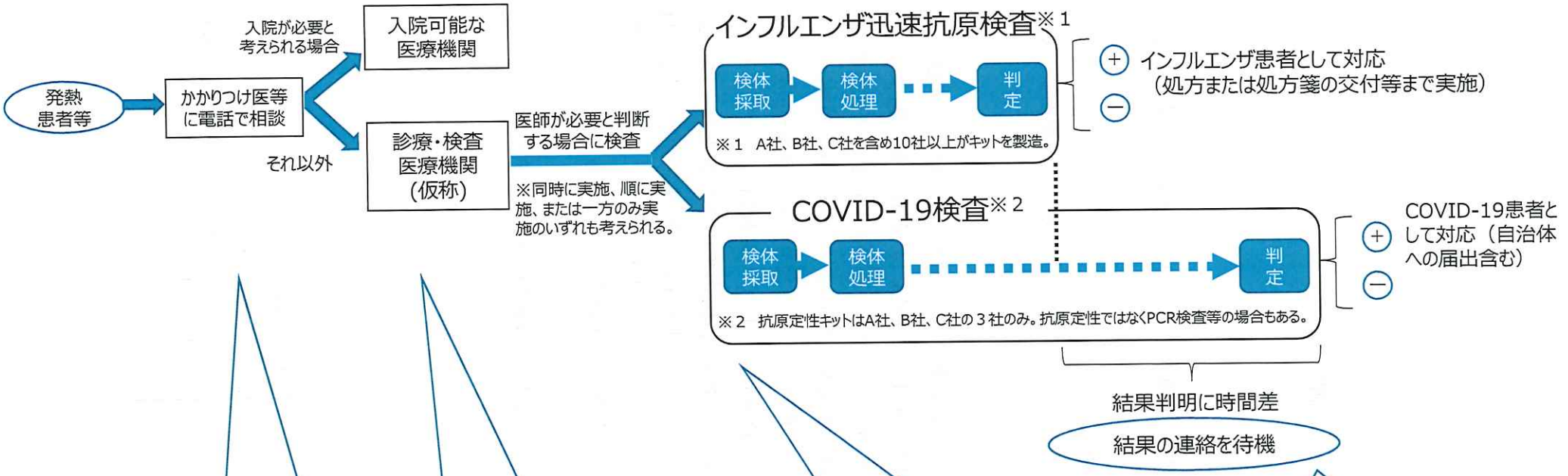
また、10 月２日には、それぞれの検査の特性や留意点等を一覧し、実際の検査に当たって参考とできるよう「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第１版）」をとりまとめました。（「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第１版）」及び鼻腔検体採取における留意点等について」（令和２年 10 月２日付け事務連絡））

今般、このような状況を踏まえ、次のインフルエンザの流行に備え、発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れを別紙１のとおりとりまとめましたので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」（別紙２「医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について」（令和２年３月９日付け事務連絡）別添）とあわせて貴管内関係者へ周知するとともに、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備においてご活用いただくようお願いいたします。

なお、「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第１版）」及び鼻腔検体採取における留意点等について」（令和２年 10 月２日付け事務連絡）のとおり、鼻腔検体を用いた抗原簡易キットの検査も活用となっており、診療・検査医療機関（仮称）における発熱患者等の迅速・スムーズな診断・治療につなげられるよう、鼻腔検体を用いた抗原簡易キットの積極的な活用に向けた検討も、あわせてお願いいたします。

発熱患者等が医療機関を受診した場合の主なフロー

別紙１



- 患者は受診前に必ず電話相談し来院時間を決定
- 公共交通機関以外による来院を勧奨
- 来院時間を遵守しマスクをした上で来院
- 医療機関では常に換気を行い、患者ごとに適切に消毒を実施

- 来院時より発熱等患者の動線を分離（時間的分離を含む）
- 患者が呼吸器症状を呈する場合にはサージカルマスクを着用をさせる

- 検体採取は他の患者と動線を分離して実施
- 臨床所見、地域の感染状況や各医療機関の検査実施体制により、インフルエンザまたはCOVID-19の検査の必要性・順番を判断（検査結果以外の臨床所見に基づくインフルエンザの診断及び抗インフルエンザ薬の処方も可能）

※ 検査キットが同一企業のものである場合のみ、インフルエンザとCOVID-19の検査を同一検体により実施可能。（A社、B社及びC社の３社のみ両キットをともに製造。）

- 他者と接触しない場所で待機
- 結果は医療機関から通知
- その後、陽性だった場合は自治体からも患者に連絡

別紙２

事　務　連　絡
令和２年３月９日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第１項及び第 14 条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正)」に関する留意事項について」（令和２年２月７日健感発第 0207 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼)」（令和２年２月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたとおりですが、検査を受けた方に関しては、検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であることから、今般検査後の患者の扱いに対して別添の「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」をとりまとめました。

貴職におかれましては、管内医療機関において「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」を配布するよう周知をお願いいたします。

【問い合わせ】
厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（技術総括班）
担当：竹下、上戸
電話番号：03-5253-1111（内線：8045）

新型コロナウイルスの検査を受けた方へ

本日、検査を受けた方は医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があると判断した方です。検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であり、以下の点についてご注意ください。

●公共交通機関は避けて、自宅で過ごしてください。
・検査結果が出るまでは、感染していることを前提に公共交通機関を避けて、自宅に戻っていただき、結果がでるまで自宅で過ごしてください。

●一般的な衛生対策を徹底してください。
・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
・咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。

●健康状態を毎日確認してください。
・毎日、体温測定を行い、発熱（３７．５℃以上）の有無を確認してください。

●体調が悪くなったときには、当院へ連絡をしてください。
・検査結果がでるまでに、症状がひどくなった際には。当院に電話で連絡し、すでに新型コロナウイルスの検査を受けたことをお伝えください。